

青森県報

号外第七十三号

平成二十六年
九月二十九日
(月曜日)

目次

規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(健康福祉政策課) …… 一

青森県営住宅規則の一部を改正する規則………
(建築住宅課) …… 七

公営企業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程
(病院局経営企画室) …… 七

規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「支援法」という。)の施行については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第三条第一項第二号中「支援給付決定調書」を「支援給付等決定調書」に改め、同項第五号中「支援給付金品支給台帳」を「支援給付金品等支給台帳」に改め、同条第二項第一号中「支援給付申請・変更処理簿」を「支援給付等申請・変更処理簿」に改め、同項第二号中「支援給付廃止処理簿」を「支援給付等廃止処理簿」に改める。

第四条第一項中「第十四条第四項」の下に「支援法第十五条第三項において準用する場合を含む。」を、「」に支援給付」の下に「又は配偶者支援金の支給」を、「第六条第一項」の下に「又は第二項」を、「書類」の下に「(配偶者支援金の支給を行ったとき)については、前条第一項第三号及び第四号に規定するものを除く。」を加え、同条第三項中「支援給付」の下に「又は配偶者支援金の支給」を加える。

第五条第一項中「申請書の」を「支援給付に係る申請書の」に改める。

第六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 例による生活保護法第二十四条第三項の規定による配偶者支援金の支給の申請を却下する決定を通知する書面は、配偶者支援金支給申請却下通知書(第二十号様式の一)による。

第六条第二項中「第二十六条の」の下に「規定による支援給付の停止又は廃止を通知する」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 例による生活保護法第二十六条の規定による配偶者支援金の支給の停止又は廃止を通知する書面は、配偶者支援金支給停止(廃止)決定通知書(第十九号様式の一)による。

第18号様式の2 (第6条、第10条関係)

号 日 月 年 慶

青森県知事 印

配偶者支援金支給決定通知書

あなたに対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給について、下記のとおり行うことに決定したので通知します。

記

- 1 配偶者支援金の支給の開始時期 年 月
- 2 配偶者支援金の額 円
- 3 配偶者支援金の支給を決定した理由
- 4 決定通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から50日を経過しても裁判がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

第十号警察官中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」のほか、同警察官の次の一警察官に記入せよ。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

番 号
年 月 日

殿

青森県知事 印

配偶者支援金支給停止（廃止）決定通知書

あなたに対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給について、下記のとおり停止（廃止）することに決定したので通知します。

記

- 1 停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 廃止する時期 年 月 日
- 3 停止（廃止）する理由

（教示）

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から50日を経過しても裁判がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

振替口座「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」及び「配偶者」や「特定配偶者」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

」改正²。

第三十回警察官「支給給付費繰替支弁金請求書」¹や「支給給付費等繰替支弁金請求書」²、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」³や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」⁴改正²。

第三十回警察官「支給給付費繰替支弁金計算書」¹や「支給給付費等繰替支弁金計算書」²、「支給給付又は配偶者支援金に」³、「配偶者」⁴や「特

「 警察 支給 給付 」	人員	金額	「 警察 支給 給付 」	人員	金額	「 配偶 者支 援金 」	人員	金額
	円	円		円	円		円	

定配偶者」¹、「中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」²や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」³改正²。

第三十回警察官「青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則」¹や「青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則」²改正²。

第三十回警察官「支給給付を」¹や「支給給付又は配偶者支援金の支給を」²、「交付される支給給付金」³や「交付され、又は支給される支給給付金又は配偶者支援金」⁴、「の交付期日」⁵や「又は配偶者支援金の交付又は支給の期日」⁶、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」⁷や「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」⁸改正²、「第14条第4項」⁹改正²、「（支援法第15条第3項において準用する場合を含む。）」¹⁰改正²、「支給給付金から」¹¹や「支給給付金又は配偶者支援金から」¹²、「支給給付制度」¹³や「支給給付及び配偶者支援金の制度」¹⁴

」改正²。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する²。

青森県県庁住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する²。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県県庁住宅規則の一部を改正する規則

青森県県庁住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する²。

第一条の第三項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「を含む」を「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第一条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する交際給付を含む」に改正²。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する²。



青森県建設部の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する²。

平成二十六年九月二十九日

青森県建設事業管理官 中 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「及び心臓血管外科」を「心臓血管外科及び心大血管リハビリテーション科」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭